

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年10月6日（月曜日）
午後1時30分～午後1時39分
- 2 場 所 委員会室（議場）
- 3 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 三 好 睦 子 副委員長
 荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
 高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
 猶 野 智 和 委 員 坪 井 康 男 委 員
 杉 山 武 志 委 員 村 田 弘 司 委 員
 藤 井 敏 通 委 員 岡 村 隆 委 員
 田 原 義 寛 委 員 山 下 安 憲 委 員
 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹
 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 な し
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時30分開会

○委員長（山中佳子君） ただいまから、新庁舎等建設特別委員会を開会します。

私は、本日付けで、三好副委員長に対し、新庁舎等建設特別委員長の辞任願を提出しました。

つきましては、これからの進行は三好副委員長にお願いします。

〔山中佳子君 自席に着く〕

〔三好睦子君 委員長席に着く〕

○副委員長（三好睦子君） それでは、ただいまから、山中委員長から提出された辞任願が送信されたと思います。（発言する者あり）送信をお願いいたします。

皆さん、送信されたでしょうか。

それでは、ただいまから、山中委員長から提出された辞任願が送信されたと思います。

委員長の辞任についてを議題といたします。

山中委員長の除斥を求めます。

〔山中佳子君 退場〕

○副委員長（三好睦子君） それでは、委員会条例第12条の規定に基づき、山中委員長の辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（三好睦子君） 全員異議なしと認めます。よって、山中委員長の辞任願は許可されました。

山中委員長の復職——復席を求めます。

〔山中佳子君 復席〕

○副委員長（三好睦子君） 山中委員には、ただいま、委員長の辞任について許可されたので、お知らせいたします。

それでは、ただいま、当委員会——特別委員会委員長が不在となっておりますので、委員長の互選についてを議題といたします。

これについて、委員会条例第8条第2項の規定に基づくものです。

互選でありますので、どなたか立候補や推薦はございませんでしょうか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私は、秋枝副議長を委員長に推薦したいと思います。

理由は、御案内のように大変温厚で公平・公正な方でいらっしゃる、しかも、副議長という要職にある方でございます。最適だと思っておりますので、秋枝秀稔副議長を推薦いたします。

○副委員長（三好睦子君） ただいま、秋枝委員を委員長にという推薦がありました
が、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（三好睦子君） 異議なしということです。

特に、御意見などもないようですので、秋枝委員を委員長に互選されたということ
で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（三好睦子君） 全員異議なしと認めます。

それでは、これからの進行は、秋枝委員長に交代します。よろしく申し上げます。

〔秋枝秀稔君 委員長席に着く〕

〔三好睦子君 副委員長席に着く〕

○委員長（秋枝秀稔君） ただいま新庁舎建設特別委員長を仰せつかりました秋枝で
ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第書3の次回の特別委員会の日程についてを議題といたします。

10月11日火曜日ですが、総務企業及び教育民生委員会終了後に開催をいたしたい
と思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 異議なしということでございますので、それでは、特別委
員会は10月11日火曜日の常任委員会終了後に開催することといたします。

本日は、これにて、この本（発言する者あり）どうぞ。

○委員（荒山光広君） ただいま10月11日に開催が決まりましたけども、委員長にお
願いですけど、恐らく、この前なされなかった執行部からのいろんな説明があろう
かと思っております。

そのときに、現場の設計なり、進捗の管理をしておられる東畑の関係者、それか
ら、JVの代表であります安藤ハザマさんの関係者の方にもぜひ御出席いただいて、
専門的なことはなかなか我々議員も分かりませんので、専門的なことが出たときに、
やはり関係者がおられたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、できれば出席の

要請をお願いしたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 今、工事関係者の出席という話がございまして、どういたしましょうか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 私は、今、荒山委員が言われた関係者を呼んでっていうのは大賛成です。

というのが、一番の問題は、本当にこの工事が、後で後で追加追加になってましたけども、今までも、私さん言っていましたけど、既に基礎——基本設計のときから、下に問題があるという話は分かっているわけですよ。

で、工事がどんどん進んでいって、本当にそれを予見可能性というか、もう問題があるんやったら、もうあらかじめ最初から杭打ちするとか何とかっていうのは、本当に技術的に無理だったんかどうなのかと、そこは非常に興味ありますし、気になるますんで、そういう意味で、ぜひ11日の特別委員会の際に関係者も呼んでいただいて、その辺もしっかり——何ていうか、質問、あるいはお答えというか——やっていただければというふうに思います。賛成です。

○委員長（秋枝秀稔君） 委員会条例の第28条を御参照いただいたら分かりますが、参考人の出席を求めるには議長を経るということになっておりますんで、議長と——議長へお願いをいたして、それで決めるということによろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） そしたら、そういうことで工事の関係者を参考人として出席を求めるという、こういうことを議長にお伝えいたします。

ということで、ほかに何かございましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

午後1時39分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月6日

新庁舎等建設特別委員会委員長